

JGAP 技術レター 2012年6月号

JGAP 技術レターについて

目的：

JGAP 指導員および JGAP 審査員の皆さんが、JGAP の基準の解釈について共通認識を持っていただくため、また基準の最新情報を周知するために発行するものです。

発行：

年 4 回程度発行予定です。適した話題がない場合は、発行しないこともあります。

内容：

日本 GAP 協会に寄せられた JGAP に関する質問や疑問について、日本 GAP 協会の公式見解をお伝えするものです。また、基準書の改訂内容や改訂の進捗などについても説明する予定です。

前回到引き続き、日本 GAP 協会にお寄せいただいた質問を Q&A 形式でお伝えします。

1.品目を絞った審査の場合に、倉庫内（農薬・肥料・機械類等）の管理状況や記録類はどのように審査されるのでしょうか？（総合規則 4.1、5.1 (1) ⑥、6.1 (2)、6.2(1)）

品目を絞った審査が可能であることは、JGAP 技術レター2010年10月号の9.で以前ご紹介させていただきました。

JGAPの認証書は、「〇〇農場」の「レタス」・「米」といった農業経営体×品目の形で発行されます。GAPは“良い農業の生産工程管理手法”ですので、「レタス」や「米」が生産される工程の適切性（いけばプロセス品質）を審査・認証するということになります。「プロセス品質」が確かなものであれば最終製品も確かなものであるという考え方です。

前置きが長くなりましたが、要するに倉庫内での管理状況や記録類が対象品目の「プロセス品質」に影響があるかどうかという視点で審査することになります。例えば対象品目をレタス、対象外品目を米としましょう。はじめから米に使用する農薬・肥料・機械類は別倉庫で保管されている場合には、その倉庫自体に審査に向く必要は無くなります。そうではなく、例えばレタスに使用する農薬と米に使用する農薬が同じ農薬保管庫で保管されており、米に使用する農薬の管理が不適切でレタスの農薬管理（農薬保管というプロセス）に影響を及ぼすのであれば不適合となります。また、在庫記録については、米だけに使用する農薬の在庫が記録されていなくても不適合にはなりません、レタスと米と両方に使用する場合には（例え米主体であったとしても）在庫記録が無ければ不適合となります。

----- 特定非営利活動法人（NPO 法人） 日本 GAP 協会 -----

〒101-0041 東京都千代田区紀尾井町 3-29 日本農業研究所ビル 4 階

TEL: 03-5215-1112 / FAX:03-5215-1113

肥料や機械類の管理も同様に考えて下さい。

但し、上記は審査技術論だけの話であり、対象外の品目についてもJGAPを利用して管理することは農業経営リスク管理の強化につながりますので、審査・認証とは関係なく実施することが事業者としてあるべき姿であろうかと思えます。

2. 『JGAP 農場用 管理点と適合基準 茶 2012』が発行されましたが、私の農場は現在『JGAP 農場用 管理点と適合基準日本緑茶 第1版』で認証を取得しており、次回は維持審査になります。発行された『JGAP 農場用 管理点と適合基準 茶 2012』の4頁 5.前版(第1版)の取扱いについては“『JGAP 農場用 管理点と適合基準 茶 2012』審査・認証開始後も、『JGAP 農場用 管理点と適合基準 日本緑茶 第1版』による審査・認証(初回・更新審査)は、2013年2月末まで継続します。”と規定されています。次が維持審査の場合は、JGAP 管理点と適合基準【茶】2012に切り替えて審査・認証を受けなければならないのですか？同様に『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 2012』が6月に発行されましたが、こちらはどうなりますか？(総合規則 2011 6.3(4)⑤)

総合規則2011 6.3(4)⑤に以下のように規定されています。

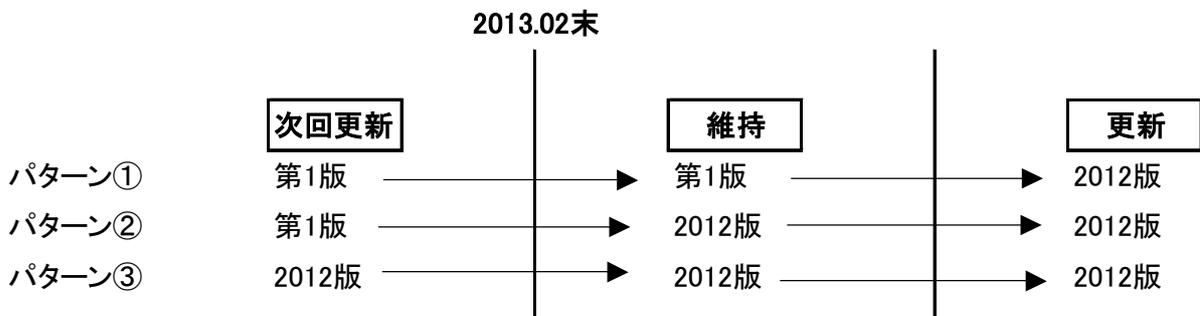
初回審査及び更新審査を旧版の「JGAP 農場用管理点と適合基準」で受けた場合、維持審査は同じ版で受けることを基本とするが、新しい版で審査を受けることも可能である。但し、認証書には版数が明記され、維持審査で版が変更された場合は認証書の再発行となる。

従って、次は第1版でも構わないこととなります。これは2013年2月末を超えたタイミングが次の維持審査であっても第1版で構わないということとなります。但し、2012版で受けることも可能です。JGAP茶2012からは仕上茶を管理する基準が追加されましたので、この際、2012版で受けるという戦略でもよいと思います。同様に「団体事務局用 管理点と適合基準」の場合、2013年5月末までは初回・更新審査を団体2.2版で受けることが可能です。また、2013年5月末までに初回・更新審査を団体2.2版で受けていれば次の維持審査は団体2.2版で受けることが可能です。

以下に、今後の審査のパターンを例示してみます。

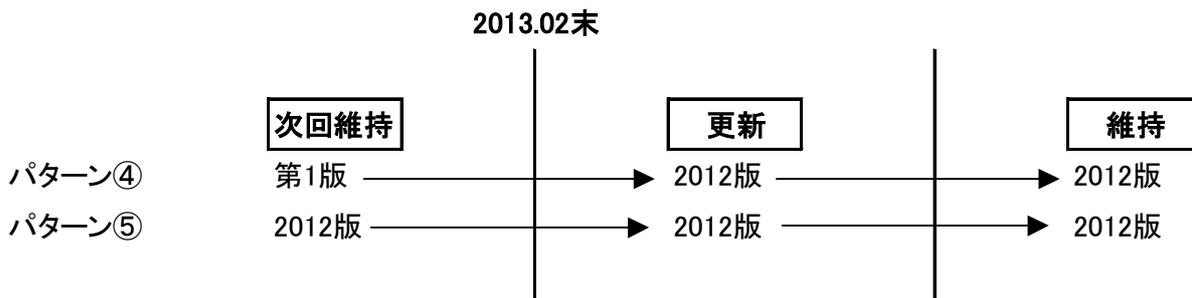
JGAP茶の場合

1. 次回が更新審査の場合(初回審査も同様)



※パターン①は、2013年2月末を過ぎても第1版で受審可能となる。(総合規則2011 6.3(4)⑤)

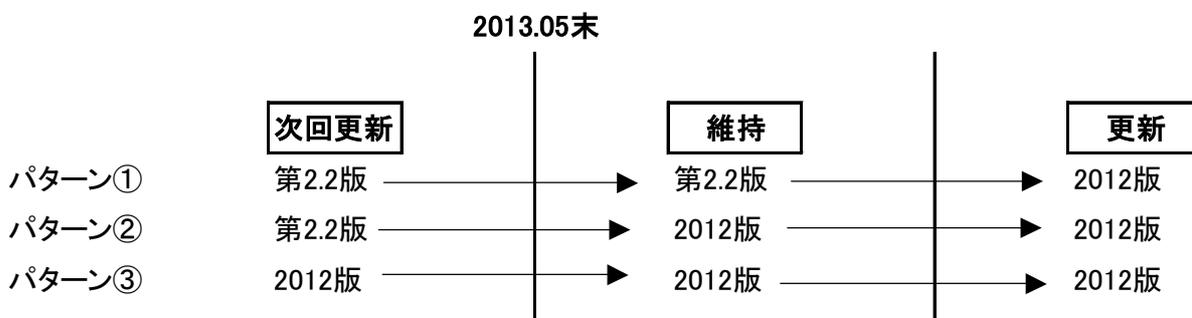
2. 次回が維持審査の場合



※2013年3月以降の更新審査は、全て2012版での受審となる。

JGAP 団体の場合

1. 次回が更新審査の場合(初回審査も同様)



※ パターン①は、2013.5月末を過ぎても第2.2版で受審可能となる。(総合規則 2011 6.3(4)⑤)

2. 次回が維持審査の場合



※ 2013年5月以降の更新審査は、全て2012版での受審となる。

